

釜石市保育所等入所調整に係る基準表

令和5年8月31日決裁により一部改定

申込み児童の保護者(原則として父母)の状況				
1 就労	月160時間以上		20	
	月120時間～160時間未満		18	
	月80時間～120時間未満		16	
	月48時間～80時間		14	
2 就労予定	就労先内定	上記1該当項目からの減算(入所後1か月以内の就労開始に限る)	-1	
		求職活動中(入所後2か月以内の就労開始に限る)	8	
	就労先未定	求職活動中(ひとり親家庭・入所後2か月以内の就労開始に限る)	11	
		求職活動中(準ひとり親家庭・入所後2か月以内の就労開始に限る)	10	
3 就学	職業訓練等への通学(就労の該当時間の項目からの減算)		-2	
4 不在	死別、離別、未婚、失踪、拘禁等		22	
5 疾病等	入院	病院、施設等での療養	22	
		常時臥床	20	
	在宅療養	安静を要する状況	19	
		精神にかかる疾病(精神障害者保健福祉手帳1級を除く)	18	
		上記以外で通院が必要な状態	16	
6 障がい	身体障害1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級		20	
	身体障害3・4級、療育手帳B		16	
	身体障害5・6級		12	
7 母親の出産	出産予定日8週間前(多胎の場合は10週間前)の月初日から産後8週の月末日までの母親		18	
	上記のうち父母と児童の他に同居者がいない場合(里帰り出産で里帰り先に同居者がいる場合は除く)		20	
	※切迫早産等で医師の診断がある場合は5 疾病等 の該当項目を適用			
8 看護・介護等	入院付添い	入院中の親族の看護が必要な場合	20	
	在宅看護・介護	常時観察・介護が必要な場合	20	
		常時観察は必要ないが日常生活全般について恒常的な介護が必要な場合	14	
9 災害	火災、自然災害等の復旧にあたる場合		20	
10 その他	虐待やDVのおそれがある場合		20	
	その他市長が保育が必要な状況と認めるとき		5～22	
調整部分 (上記1～10の 点数に加減)	生活保護	生活保護を受給中の世帯	8	
	経済的困窮	生活保護世帯に準じると市が認める世帯、主たる生計維持者の重篤な疾病等	5	
	家庭の危険	虐待やDVのおそれがある場合	6	
	子育て支援	特定教育・保育施設の従事者の子の場合(月120時間以上の従事者に限る)	6	
	ひとり親	母子又は父子家庭	8	
	準ひとり親	準母子又は父子家庭(離婚前提の別居中、保護者の一方が単身赴任中の場合等)	5	
	きょうだい	保育所入所中のきょうだいがいる場合(1人毎に加算)	5	
		保育所申込み中のきょうだいがいる場合	2	
	再入所	保護者の育児休暇取得等で退所した児童が、再度入所する場合	5	
	小規模等卒園	受入年齢2歳児までの保育施設を卒園し、引き続き保育を必要とする場合	6	
	障がい	申込児童が障がい有する場合(障害手帳・特別児童扶養手当受給)		6
		申込児童が通所受給者証を取得している場合(申込児童が障がい有する場合を除く)		3
		市発達支援室に当該子どもに関わる相談をしている場合(上記2件の場合を除く)		3
	転入	市外からの転入に伴う申込みの場合(前住所地での保育施設入所児に限る)		2
	長期待機	入所待機期間が継続して10か月以上の場合		2
同居なし(ひ)	ひとり親又は準ひとり親家庭で、保護者と児童以外に同居者がいない場合		2	
同居あり	18歳以上65歳未満の上記1～10に当てはまらない同居者がいる場合		-3	
滞納	6か月以上の保育料滞納があり、納付誓約が無い又は誓約を履行しない場合		-10	

※「2 就労予定」の求職活動は2か月以内だが、兄又は姉が既に在園しており、次の児童の出産時に休暇が取得できないために退職した場合に限り、産後要件終了の翌月から3か月間以内の求職活動を認める。

【入所調整方法】

- ① 提出された証明書類から父母の状況を各々点数表に当てはめて点数を出し合計する
- ② 調整部分に該当する場合は、①の点数から足し引きする
- ③ 点数の合計が高い順に順位を付ける
- ④ ③で同順位になる場合は、優先利用の条件に該当する家庭を上位とする
- ⑤ ④で同順位になる場合は、就労時間等が長い家庭を上位とする
- ⑥ ⑤で同順位である場合は、要件の詳細(就労の内容や雇用先の状況等、被介護・看護者の状態等)、父母以外の同居者の状況、親族の支援の困難度等(県外在住等)を考慮し調整する

※複数の要件に該当する場合は、原則として点数の高い方を優先する。

ただし、疾病や障害のために就労時間が短い等、複数の要件が影響する場合は別途考慮する。